

令和2年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月17日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設環境課長 篠原英男	農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	
代表監査委員 関 淳		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時27分

(午後 1 時30分 開議)

議長（森本信明君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

これから、本日 9 月17日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影生中継、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。

◎日程第 1 議案第47号～日程第21 陳情第 6 号

議長（森本信明君） 日程第 1 議案第47号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第21 陳情第 6 号 佐久広域食肉流通センター存続に向けた陳情書までの21件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び決算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

今井 清総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7 番 今井 清君 登壇〉

7 番（今井 清君） 委員長の今井 清です。

それでは、私のほうから総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。お手元の審査報告書をご覧ください。

1 番の付託案件につきましては、2 の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和 2 年 9 月 7 日に付託された標記案件を審査するため、9 月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第47号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について。

新型コロナウイルス感染症対策に当たり、手当の対象となる作業の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第48号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について。

消防団員数の減少に対する考え方の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第50号 令和 2 年度立科町一般会計補正予算（第 5 号）について。

歳入全款、歳出のうち【2 款】総務費、【5 款】農林水産業費、【6 款】商工費、【8 款】消防費、【10 款】災害復旧費（うち 1 項農林水産業施設災害復旧費）、【12

款】予備費。

裏面をご覧ください。

歳入について、主なものは、【22款】町債、1項町債では、農地耕作条件改善事業に係るものが主であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費、1項総務管理費、別荘等貸付地管理経費の修繕料は、貸付地の雨水流入等による修繕費、まちづくり事業経費の国際交流推進協議会負担金は、東京オリンピック及びパラリンピックの延期に伴う事業内容の変更による補正であるとの説明を受けました。

2項町税費、賦課徴収経費の電算委託料では、令和3年評価替えに伴う固定資産税対応業務は、電算共同化に含まない業務のため計上すること、またスマートフォン決済対応業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した納付環境の充実を図るものであること、5項統計調査費の指定統計調査経費では、国勢調査兼委託金の見込み及びコロナ禍でのインターネット回答の推進による補正との説明を受けました。

【5款】農林水産業費、1項農業費では、農業振興ビジョン策定に係る今後の進捗管理について、農業振興経費では、遊休荒廃農地復旧事業の補助金対象農地について、農畜産物立科ブランド確立事業経費では、信州立科牛やレタス等の販売強化に伴う費用について、多面的機能支払経費では、実績に伴う還付金について説明を受けました。

2項林業費では、森林環境譲与税活用事業で実施する意向調査地区について、3項土地改良費では、農地耕作条件改善事業として、宇山蟹窪地区での道路拡幅工事に係る費用及びスケジュール等の説明を受けました。

【6款】商工費、2項観光費の観光一般経費では、観光課が事務所を構えている白樺高原総合観光センターが指定管理者による管理運営に移行することから、観光課の事務所を女神湖体育館に移転し、支所として業務を遂行するための費用の計上であるとの説明を受け、併せてスケジュール等を確認いたしました。

【8款】消防費、1項消防費、防災関係経費の工事請負費は、既設の防犯灯について建て替えが必要になったことによる補正との説明を受けました。

【10款】災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費では、災害復旧に係る工事の内容について説明を受け、【12款】予備費を含め原案を全会一致で可決しました。

(4) 陳情第6号 佐久広域食肉流通センター存続に向けた陳情書。

蓼科牛を守るという趣旨に賛同し、全会一致で趣旨採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長（森本信明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤です。社会文教建設常任委員会審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過。

令和2年9月7日に付託された標記案件を審査するため、9月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

議案第49号 立科町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

大量の一般廃棄物の判断基準について、事業活動に伴い生じる一般廃棄物の減量化等を推進するため、計画の作成や、そのほか必要な事項を指示することを目的に、所要の改正を行うもの、ごみ指定袋の小型化については、ごみ減量化の推進として行うものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第50号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第5号）について。

歳出のうち、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【10款】災害復旧費（のうち2項公共土木施設災害復旧費）。

【3款】民生費のうち1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、盲導犬事業に伴う大阪までの有料道路通行料の増額、2目障害者福祉費では、報酬改定に伴う電算システム改修費の増額との説明を受けました。2項児童福祉費、3目保育所費では、転居等による遠距離通園費補助金及び職員住居手当の増額との説明を受けました。

【7款】土木費、2項道路橋梁費では、今後の小規模改善に対応するための増額との説明を受けました。

【9款】教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、教育委員退任による記念品代の補正、2目事務局費では、職員退職に関わる給料等の減額について説明を受けました。

2項小学校費では、手洗い所の凍結防止及び温水器設置改修工事費の補正、4項社会教育費では、成人式延期による郵送料の増額との説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち、2項公共土木施設災害復旧費では、災害復旧箇所の説明を受け、【4款】衛生費を含め、原案を全会一致で可決しました。

議案第51号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

歳入のうち【9款】繰越金は、前年度繰越金の増額補正であり、歳出の予備費で調整したこと、歳出では、【5款】諸支出金は令和元年度に係る国、県及び支払基金へ返還金の補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第52号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。
下水道区外で、合併処理浄化槽設置予定者に係る補助金の実績見込みによる増額との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

議案第53号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について。
コンビニ収納の開始による水道料金システムと財務会計システムの連携に関わるシステム改修費の補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

陳情第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書。
全会一致で採択しました。

陳情第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書。
全会一致で採択しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査結果の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（森本信明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

それでは、決算特別委員会審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過。

令和2年9月4日付で付託された標記案件を審査するため、9月14日及び9月15日に決算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

議案第54号 令和元年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和元年度の純利益分を積み立てるものであり、未処分利益剰余金2,382万7,516円のうち1,000万円を減災積立金に積み立て、1,000万円を建設改良積立金に積み立て、382万7,516円を利益積立金に積み立てるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

認定第1号 令和元年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入については、各款・項・目について、収入の内訳や収入未済額、不納欠損額等、差し押さえ等、詳細な説明を受けました。町税については、訪問や電話等による徴収努力は認められましたが、コンビニ収納等を活用した効率的で有効な徴収体制の強化を図り、自主財源の確保に、より一層の努力を求めました。また、各種交付金の説明を受けました。

歳出については、経常的な支出を初め、移住定住の推進状況、中山間地域農業直接支払事業及び多面的機能支払事業の取り組み状況、小中学校空調設備設置工事の契約や設置状況、立科教育推進事業等の説明のほか、実施した各事業の具体的な説明を受けました。

少子高齢化が加速する中、人口減少の抑制や移住定住人口の増加に資する事業展開が積極的に実施されることを期待するものです。

歳入歳出ともに適正な予算執行を認め、全会一致で認定しました。

認定第2号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、国民健康保険税の収納率、未納額の分析内容、不納欠損額等について説明を受け、歳出では各種事業実績及び保険証交付の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第3号 令和元年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

後期高齢者医療保険料の内容、滞納者の状況、医療費抑制についての説明を受け、賛成多数で認定しました。

認定第4号 令和元年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、介護保険の内容、滞納者の状況、調整交付金の内容等の説明を受け、歳出では、介護認定審査会、介護サービス給付費、高額介護サービス費、一般介護予防事業費及び介護予防生活支援サービス事業費の事業内容や実績等の説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第5号 令和元年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について。

貸付金償還収入の未収金の状況、徴収の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第6号 令和元年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料の未収金の状況、滞納者の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第7号 令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料の徴収率、滞納者の状況、処理件数の推移等について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第8号 令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

処理件数、滞納者の状況及び事業内容について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第9号 令和元年度立科町水道事業会計決算認定について。

水道事業の取水量、排水量、給水原価及び企業債償還について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第10号 令和元年度立科町索道事業特別会計決算認定について。

索道事業の経営状況等の説明を受け、全会一致で認定しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（森本信明君） これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 認定第3号 令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に不認定の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を家族の保険から切り離し、高齢者本人から保険料を徴収し、そこに他の世代の保険料や行政の支援を加えて成立している保険です。2年ごとに料金改定を行い、そのたびに負担が増え続けています。令和元年度では、それまでの保険料の9割軽減という制度をなくし、7割軽減にしてしまいました。

また、各行政ごとの事業ではなく、県一本集約し、その制度をチェックする議会も全ての自治体からの選出ではなく、議員数も極めて少ない議会となっています。その実態がつかみにくいという特徴を持っています。

元年度の決算を見ますと、年金からの天引きという、否応なしの徴収制度により、収納率は99.9%ですが、約58万円の未納があります。現年分は9人分9万円、滞納者は8人分、約49万円です。また、最高限度額も前回、28・29年度に比べ、5万円増え、62万円に上がりました。年金額1.5万円からなど、雀の涙の年金の人からも保険料を徴収する、情け容赦のない医療制度です。

年々引き下がる年金、消費税増税などの負担の増大を受けて、高齢者の暮らしは厳しさを増しています。本来から言えば、年金暮らしとなり、新たな収入のない高齢者には、医療費は無料にするべきだと思います。

家族による支え合いを強調しつつある日本の政府の在り方からいっても、高齢者だけを抜き出し、自己責任を負わせるやり方は、高齢者いじめの制度だと考えます。制度そのものの存在に反対です。

以上、不認定の討論、終わります。

議長（森本信明君） ほかに反対の討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論者、4番、中村茂弘君。登壇の上、願います。

4番（中村茂弘君） 総務経済常任委員会に付託されました条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について、令和2年度立科町一般会計補正予算について、全会一致で賛成されました。

以上です。

議長（森本信明君） 終わりですね。席に戻ってください。

ほかに討論ありますか。8番、村田桂子君、登壇の上、願います。

8番（村田桂子君） 平成31年度一般会計決算について賛成討論をします。

問題も指摘します。長くなりますので、ご容赦願います。

国政では、疑惑にまみれた安倍首相が退陣し、菅政権が誕生しました。コロナ禍のもとでの国民の暮らしはますます厳しくなっています。命を大切にする国政への転換を切実に願います。

さて、昨年度は、両角町政初年度に当たり、10月の台風19号の大変な被害、年明けからのコロナと、これまで経験したことのない事態となり、町長をはじめ、職員の皆様のご努力、働きに対し心より感謝し、ねぎらいたいと思います。

さて、31年度、令和元年度予算は、両角町長の骨格予算であり、基本的な業務についての予算措置が大半を占めました。

歳入では、個人、法人共に住民税は見込みより増額となりましたが、収入未済額も約9,800万、中でも固定資産税は約7,800万も未納となりました。

地方消費税交付金も10%への増税分に伴う地方交付を見込み、予算では2,000万円増額しましたが、結局、1,700万円の減額補正をしました。

増税による景気の低迷とコロナ禍が追い打ちをかけて、経済活動の低迷を受け、使用料及び手数料も軒並み減額しています。

別荘等の貸付賃貸料は更新料を含む約7,600万、大きな財源となっております。

町有林業の立ち木売払収入を見込んでいましたが、今年度にずれ込んでいます。

また、保育料は昨年10月から3歳児以上については無償となり、保護者の負担が880万円軽減されました。しかし、保育料が60万近く未納ともなっています。一層の負担の軽減が必要と考えます。

町営住宅使用料も未納が570万、暮らしの厳しさがうかがえます。

ふるさと寄附金は前年に比べ8,000万円減額の2,000万円を見込みましたが、想定どおりとなりました。

返礼品の見直しによる寄附金の件数は8,000件から10分の1、800件へと激減、農業体験を加えるなど、返礼品の工夫が必要です。厳しさを増す町民への負担軽減を求めておきます。

歳出について申し上げます。総務費では、電算管理経費が約8,000万円、130台のパソコンの入れ替え、アップグレード委託料で1,000万円超えです。

IT関連は、新たな公共事業と言ってもいいぐらいお金がかかりますし、それが妥当かどうかのチェックが働きにくい分野です。電算共同化の問題では、共同化事務局に昨年度も3,800万円余を支払いました。契約時に数字を確認しないまま協定書をお互いに交わしたことが発端でした。

総務管理費では、職員の働き方を管理するタイムレコーダー86万円が導入されましたが、有効に生かされたとは言えない状況です。オリンピック・パラリンピックの来年度の移行に伴い、関連事業が未執行で公制限され、国際交流推進協議会などへの負担金が大幅に縮小されました。

10年続いた中山道ウォークは、信州たてしな観光協会佐久支部が担い、解散場所を農ん喜村にすることで、お土産を買ってもらうなどの経済効果が生まれたと評価します。

地域の課題を学生と企画のプロにも考えてもらうタテシナ村は、その取組そのものが地方創生アワード最優秀賞を受賞、町への移住を呼び込む大きなインセンティブになると評価されました。

地域おこし協力隊4人もすっかり地域になじみ、彼らのアイデア、「くびれ」をテーマのコマーシャルがふるさと大賞を受賞しています。

住民基本台帳ネットでは、カード発行が低いまま、新たなカード発行は中止、マイナンバーカードへ移行しています。コンビニ交付で利用できるようカード普及を進めています。現在は19.8%の取得率です。

プレミアム商品券事業では、消費税10%の痛みを和らげるために、政府が肝煎りで住民税非課税世帯を対象に発行しましたが、執行率は32.6%、工夫が必要でした。

地方創生交付金を使ってのテレワーク事業、研修を受けたワーカーさんは2年間で延べ131人、仕事を受けている人が二十数名、20名強いるそうです。子育て中や介護中などの方が社会と関わる新しい形であり、またコロナ禍ではますますテレワークの重要性は増すと考えます。研修の実が上がっています。

民生費では、子供の医療費が昨年8月より無償となり喜ばれています。町単独での妊産婦も福祉医療制度の対象者となり、合計で1,338人、町住民の20%近くが恩恵を受けています。評価します。

衛生費では、地域医療対策事業として、これまでの川西日赤への運営費補助2,500万円だけでなく、佐久医療センターの不採算医療に対するの支援が750万支出されました。必要な支援と考えます。

農林水産費では、鳥獣被害対策費に600万円組んで、139頭の駆除ができたとのこと、ワイン用ブドウ栽培も4件に助成され、着々と栽培が進んでいます。

また、多面的機能支払事業に関連しては、残念なことに、地域の組織がまた今年も一つ減り、9組織となりました。理由は、交付金を申請する事務仕事が高齢化によりできなくなることが挙げられています。昨年も、事務の支援をすべきとの指摘をしま

したが、特段の変化がなく、組織がここで一つ減ってしまったことは、昨年の反省が生かされなかったこととして、とても残念なことです。地域の絆づくりにも一役買い、また、直接作業料が交付され、地域が潤う一助にもなっていますので、高齢化の進む地域組織を支援する体制を求めておきます。

土地改良事業費では、県営かんがい排水事業の更新事業が平成31年から始まりました。昭和34年から46年に布設した立科幹線施設の老朽化に伴う更新事業です。今後10年間続けられますが、多くは今年度に繰り越されています。必要な事業です。

商工費では、地域公共交通網計画が作成されました。免許を返上しても暮らしていける町目指して、実効性のある、本当に役に立つ計画こそ求められます。活性化協議会のメンバーに、ぜひ交通弱者の皆さんの参加を求めておきましたが、実現したでしょうか。使いやすいデマンドタクシーへの要望が寄せられています。

観光振興費では、信州たてしな観光協会に一本化して事業が行われました。広告宣伝の仕方を従来のテレビからウェブへと力点を移し、1,770万円余が充てられました。作成された動画は41本、再生回数が多いということで、台風被害やコロナ禍のもと、集客は、夏場は0.5%減ったそうですが、全県の落ち込みよりはるかに少なかったと報告され、効果が上がっていると理解しました。

また、新設されたクロスカントリーコースの利用は、去年は無料にしたこともあり、3,000人超えの利用があったとのことで、今後に期待が持てます。ウガンダ共和国のホストタウンという追い風を生かした観光事業のスタートを実感できました。

教育費では、町独自で特別支援教育や不登校対策、立科教育などに合計9人の講師が町単独で配置され、一人一人に寄り添った教育の実現を目指しており、評価します。

以上、主な事業について述べましたが、町民の皆さんの納めた税金を有効に活用したものと承認いたします。

以上、一般会計については賛成討論といたします。

他の特別会計については、討論を省略し、賛成といたします。

次に、陳情4号・5号について賛成討論を行います。

この陳情は、全国規模での計画的な35人学級を推進するための法改正と教育予算の増額を求めたものであり、県教職員組合佐久支部立科町単組より提出されたものです。

35人学級は、登校拒否や学級崩壊の事態が深刻になったことを受けて、全国的な運動の中で実現してきました。国は、2011年の法改正で35人学級の導入を決めたものの、小学2年生までの実施後、少しも進まず、既に10年が経過しています。長野県では2013年に35人学級、実績には30人規模学級を中学3年生まで拡大、さらに当町では、独自の加配教師を配置して、手厚い教育を保障しているところです。しかし、義務教育標準法による教師の義務的な配置ではないために、教師の配置については各市町村の持ち出し、努力により維持されており、自治体によって格差が生じているのが実態です。

また、様々な子供の発達に合わせた支援学級の設置や外国語授業の導入、コロナ禍におけるソーシャルディスタンスの確保に伴う学級規模の縮小などが求められており、全国押しなべての教育水準を確保するためには、法律による保障が何よりも必要です。

陳情第5号は、国が義務教育における負担を堅持して責任を果たし、さらに2分の1に戻すことを求めています。

そもそも、義務教育における国庫負担制度は、教育の機会均等と、教育費はこれを無償とするとの憲法第26条の理念を受けて定められ、全ての国民が、その経済的な条件に左右されず、教育を受ける権利を保障するために、国による財政的保障を義務づけています。日本の公的な教育支出は、世界主要な先進国の中でも最低水準をキープしています。

OECD（経済協力開発機構）の調査によれば、2017年の37か国のうち、国内総生産に占める小学校から大学に相当する教育の公的支出の割合を公表しましたが、日本は2.9%で、平均4.1%を大きく下回り、比較可能な37か国のうち下から2番目でした。

公立の小学校相当の1クラス当たりの平均児童数は、OECDは21人、日本は27人、中学校相当では、OECDは23人、日本は30人と一層差が開く結果となっています。子供の数は、加盟国中で2番目に多いという状況です。

その一方で、保護者の負担する教育費指標は年々増加して平均で16.3%、これは日本政策金融公庫の資料によるものです。特に、年収200万以上から400万未満世帯では、何と教育費が37.5%、約4割にまで及んでいます。預貯金の取り崩し、子供自身のアルバイトなど、大変な負担が負わされているようです。国などの公的な支えの不足は明らかです。よって、陳情の趣旨に賛成します。

また、審議の中では、毎年、同じタイトルの陳情だとの批判もありました。それは同じタイトルで出し続けなければならないほど、国の教育行政が遅々として進まないことのあかしで、陳情者に責めを負わせるべきではないと考えます。

以上、賛成討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第47号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第48号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定につい

てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第49号 立科町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第50号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第51号 令和2年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第52号 令和2年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第53号 令和2年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第54号 令和元年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処理についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 認定第1号 令和元年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10 認定第2号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11 認定第3号 令和元年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。羽場事務局長、確認してください。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。起立多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12 認定第4号 令和元年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認

定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13 認定第5号 令和元年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14 認定第6号 令和元年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第15 認定第7号 令和元年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第16 認定第8号 令和元年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第17 認定第9号 令和元年度立科町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第18 認定第10号 令和元年度立科町索道事業特別会計決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第19 陳情第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第20 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第21 陳情第6号 佐久広域食肉流通センター存続に向けた陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択することを決定しました。

日程第22 発委第7号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は2時50分です。

（午後2時24分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第55号

議長（森本信明君） 追加日程第1 議案第55号 立科町長及び副町長の給料の減額に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議案第55号 立科町長及び副町長の給料の減額に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、昨年11月及び今年1月に発生しました町職員に起因する道路交通法違反、交通死亡事故について、管理監督者としての責任を痛感し、私町長と副町長の給料の減額をお願いするものであります。

また、職員が起こしました事故により、大切な町民の命が失われましたことは、悔やんでも悔み切れません。お亡くなりになられた方のご冥福を申し上げますとともに、ご家族の皆様方に対し、謹んでおわびを申し上げますのでございます。

今回、制定いたします条例の内容は、10月及び11月の町長と副町長の給料について、現在適用しています給料条例で規定する額にさらに10%に相当する額を乗じた給料月額とするものであります。私、町長が月額54万4,800円、副町長が月額51万6,800円とし、10月1日から施行するものであります。

状況をお酌み取りいただき、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案どおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第56号

議長（森本信明君） 追加日程第2 議案第56号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第56号 令和2年度立科町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和2年度立科町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,323万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億6,904万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるものでございます。本日提出。立科町長。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出です。

3 ページ、第2表、地方債補正は、過年補助災害復旧事業限度額720万円を追加するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

今回の補正は、令和元年東日本台風により被災しました梨の木橋の災害復旧事業に係るものでございます。

5 ページは歳入となります。

【15款】国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金は、過年度分の公共

土木施設災害復旧費負担金で1,603万2,000円。

【22款】町債は、過年補助災害復旧事業債を720万円追加補正といたしました。

6 ページは歳出となります。

【10款】災害復旧費 2 項 1 目土木災害復旧費は、梨の木橋の災害復旧工事について、地質調査により支持層が想定より深いことが判明し、下部工の経費の増高を抑えるため、橋台形式を変更した上で不足する経費分を計上し、併せて上部工につきましても工事費を計上し、早期復旧を図るものでございます。

歳入歳出の差額277万2,000円は、予備費で調整をいたしました。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから、本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案どおり可決されました。

◎追加日程第3 同意第19号

議長（森本信明君） 追加日程第3 同意第19号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第19号 立科町教育委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することとなっておりますので、同意をお願いするものであります。

このたび、保護者の委員である飯島英一氏が9月30日をもって任期満了となることに伴い、新たに久保井智恵氏を保護者の教育委員に選任するものでございます。

久保井氏は、昭和52年生まれ、立科町柳沢にお住まいで、現在は小学生と中学生の

2児の保護者であります。温厚実直な方で、教育免許も取得するなど、教育にも関心が高く、立科教育の推進にも力を発揮していただけるものと確信をしております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りたくお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第19号 立科町教育委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認してください。

着席願います。全員起立です。したがって、同意第19号 立科町教育委員選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

◎追加日程第4 発議第3号

議長（森本信明君） 次に、追加日程第4 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税等財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税等財源の確保を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月17日提出。

提出者、立科町議会議員、森沢文王。

賛成者、立科町議会議員、今井 清。

裏面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税等財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け

難しくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。また、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保し、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

3、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

4、特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日。

長野県北佐久郡立科町議会議長、森本信明。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。6番、森澤文王君、登壇の上、説明願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤です。では、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度以降地方財政はこれまでにない難局が予想されています。したがって、地方税や地方交付税などの一般財源の確保や地方税制の改正など、国に対して地方財政対策を講ずるよう求めるものであります。

内容につきましては、先ほど局長から説明がありましたとおりです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案どおり提出することに決定しました。

◎追加日程第5 発議第4号

議長（森本信明君） 次に、追加日程第5 発議第4号 農畜産業の振興及び蓼科牛ブランドを守る決議についてを議題とします。

農畜産業の振興及び蓼科牛ブランドを守る決議の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発議第4号 農畜産業の振興及び蓼科牛ブランドを守る決議について。

立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月17日提出。

提出者、今井英昭。

賛成者、榎本真弓、滝沢寿美雄、田中三江、村田桂子、今井 清、森澤文王、中村重弘、中島健男、芝間教男、今井健児。

裏面をご覧ください。

農畜産業の振興及び蓼科牛ブランドを守る決議。

信州蓼科牛は、立科町農業の基幹産業の1つで、長い年月をかけ、生産者や関係者の皆様と共に盛り上げてきました。その成果として、ブランドの向上や地域ばかりではなく全国の皆様にも認知されております。

立科町議会として、大切なブランド牛「信州蓼科牛」を今後も守るため、次のとおり取り組んでいくことを決意します。

1、立科町幸せプラン—第5次立科町振興計画—に基づき、農畜産業の振興を一層推進します。

2、信州蓼科牛を佐久地域の大切なブランド牛として、関係者と連携してさらなる

発展を目指します。

以上、決議します。

令和2年9月17日。長野県立科町議会。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。5番、今井英昭君、登壇の上、説明願います。

〈5番 今井 英昭君 登壇〉

5番（今井英昭君） 5番、今井英昭です。発議第4号 農畜産業の振興及び蓼科牛ブランドを守る決議についての説明をいたします。

内容につきましては、先ほど羽場議会事務局長が朗読したとおりです。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号 農畜産業の振興及び蓼科牛ブランドを守る決議については原案どおり決議することに決定しました。

◎追加日程第6 発委第8号

議長（森本信明君） 次に、追加日程第6 発委第8号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第8号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月17日提出。

提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長、森澤文王。

裏面をご覧ください。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

令和2年9月17日。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

立科町議会議長、森本信明。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律に盛り込まれ、附則で小2以降順次改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小2を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいない。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。また、新たに導入された小学校での外国語科・外国語活動への加配教員は長野県内で60人であり、全355校での授業時間増に対してまだまだ不十分な配置状況となっている。

昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、5月22日、文部科学省は学校の新しい生活様式を公表した。ここで示された、身体的距離の確保を実施することは、現行の学級定員のままでは困難な状況がある。いじめや不登校、生活指導上の様々な問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では、少子化が進む中で県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

1、国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。森澤社会文教建設常任委員長、登壇の上、説明願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 報告いたします。

先ほどの事務局長の説明のとおり、または常任委員会の報告のとおりでございます。

議長（森本信明君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第8号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第8号は原案どおり提出することに決定しました。

◎追加日程第7 発委第9号

議長（森本信明君） 追加日程第7 発委第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長（羽場雅敏君） 朗読いたします。

発委第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月17日提出。

提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長、森澤文王。

裏面をご覧ください。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

令和2年9月17日。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

立科町議会議長、森本信明。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、1985年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象費目

を外し、一般財源化してきました。また、2006年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。また、昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった家庭も多く、保護者負担の軽減が強く求められます。

そこで、2021年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上です。

議長（森本信明君） 本案について、提出者の説明を求めます。森澤社会文教建設常任委員長、登壇の上、願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。先ほどの事務局長からの説明、及び常任委員会の報告のとおりでございます。

議長（森本信明君） これから、本案についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第9号は原案どおり提出することに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和2年第3回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

（午後3時27分 閉会）